

# 住宅のバリアフリー改修・省エネ改修工事で、翌年度の固定資産税を1/3減額します

## バリアフリー改修

高齢者などが自宅で安心して生活を送れるように、バリアフリー改修を税制面で支援します。

### 対象となる家屋

平成19年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）で、申告時まで、次のいずれかの方が居住している住宅

- ・65歳以上の方
- ・要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・障害のある方

### 対象となる改修工事

補助金を除く自己負担額が30万円以上のもの。

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・便所の改良
- ・手すりの取り付け
- ・床の段差の解消
- ・引き戸への取り替え
- ・床表面の滑り止め化

### 減額内容

改修工事を行った住宅に係る翌年度の固定資産税額を、3分の1減額します。

※床面積100㎡相当分までを限度とします。

### 申告書の提出

改修工事が完了した日から3か月以内に申告書と次の必要書類を税務課に提出してください。

- 住民票
- 各種手帳の写し
- 工事明細書
- 工事の領収書
- 写真など

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461

## 省エネ改修

地球温暖化防止に向けて家庭からのCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るため、省エネ改修を税制面で支援します。

### 対象となる家屋

平成20年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）

### 対象となる改修工事

工事費が30万円以上で、現行の省エネ基準に新たに適合するもの。

- 1 窓の断熱改修工事
- 2 1の工事と併せて行う次の工事
  - ・床の断熱改修工事
  - ・天井の断熱改修工事
  - ・壁の断熱改修工事

### 減額内容

改修工事を行った住宅に係る翌年度の固定資産税額を3分の1減額します。

※床面積120㎡相当分までを限度とします。

### 申告書の提出

改修工事が完了した日から3か月以内に申告書と次の必要書類を税務課に提出してください。

- 住民票
- 省エネ改修に要した費用を証明する書類
- 熱損失防止改修工事証明書（登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行する証明書）

住宅耐震改修にかかる固定資産税の減額もあります。

## これから年金を受けようとする方へ

年金を受け取るには請求が必要です。請求先は下表のとおりです。

なお、公務員だった方は、加入していた共済組合に請求してください。（あわせて年金事務所での手続きも必要です。）

加入歴		請求先
厚生年金のみ		最終の会社を管轄する年金事務所
複数の 公的年金	最終加入制度が 厚生年金	
	最終加入制度が 国民年金	秩父年金事務所
国民年金のみ (第1号被保険者)		皆野町（秩父年金事務所へ回送）

問合せ 秩父年金事務所

☎27-6559

町民生活課保険年金担当

☎62-1232

## 金剛石婚・金婚の方は お申し出ください

町では金剛石婚・金婚のご夫婦をお祝いしています。平成22年中に金剛石婚、金婚を迎えられるご夫婦はお申し出ください。

### 金剛石婚（結婚60年）

昭和25年1月1日から12月31日までに婚姻届を出されたご夫婦

### 金婚（結婚50年）

昭和35年1月1日から12月31日までに婚姻届を出されたご夫婦

### 申し出

7月30日(金)までに下記へお申し出ください。

健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

または、社会福祉協議会

☎62-4615

